別紙２

電気工作物の点検、測定及び試験基準

１.点検、測定及び試験の種類と内容

（１）月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。

（２）年次点検Ａは、主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験をいう。

（３）年次点検Ｂは、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。

（４）臨時点検は、下記のとおりとする。

ア　次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

a　高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

b　受電用遮断器（電カヒューズを含む。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

c　その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

イ　高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

２　点検、測定及び試験の周期

<table>
<tr><td colspan="2">点 検 の 種 別</td><td>周　　期</td></tr>
<tr><td colspan="2">月　次　点　検</td><td>毎　月　１回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年 次 点 検</td><td>A</td><td rowspan="2">毎　年　１回</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨　時　点　検</td><td>必 要 の 都 度</td></tr>
</table>

（注）(1)年次点検Ａ及びＢには、月次点検を含む
(2)年次点検Ｂには、年次点検Ａを含む
(3)点検項目にあっては、別紙３のとおり